

小松島市における文書調査

地方史班（徳島地方史研究会）

徳野 隆^{1*} 須藤 茂樹¹ 町田 哲¹ 宮本 和宏¹ 山口 幸歩² 小部さくら²

要旨：小松島に残されていた西野家・多田家旧蔵の和本類を調査した。また、小松島市域の庄屋文書の調査を通して、文化期の棟付改のあり方や、幕末期の神社の祭礼をめぐる村同士の紛議について考察した。

キーワード：西野家・多田家旧蔵和本類、森英雄家文書、西崎家（森・若槻家）文書、人別控田畠帳、坂野八幡宮一件

1. はじめに

地方史班はこれまで調査対象市町村に残されていた旧役場文書や民間所蔵古文書などの整理・研究を行ってきた。今回の調査では、令和3年度には小松島市立図書館に保管されている西野家・多田家旧蔵の和本類の調査を行い、目録作成と一部写真撮影を行った。また、これとあわせて着工されること無く終わった四国中央鉄道（勝浦鉄道）関係資料の調査を行った。令和4年度には徳島県立文書館に収蔵されている小松島市域の古文書の調査・分析を行った。

今回の紀要ではこれらの文書調査の一端を紹介する。

2. 西野家・多田家旧蔵和本類について

1) 資料の概要

西野家（野上屋）は在郷町として発展する小松島浦を拠点に江戸時代前期から藍玉の江戸（関東）売りに乗り出し、阿波を代表する藍商へと成長していった。安永2（1773）年には藩の藍方御用利となり苗字帶刀も許されている。また、寛政12（1800）年には讃岐国琴平での酒造業にも乗り出している。小松島浦で廻船業などを営んでいた多田家は元禄年間

に金磯新田の開発に着手し、享保10（1725）年に完成した新田の新田名主^{みょうしゅ}となった。幕末期には金磯弁天山に砲台を築いて藩に献納し、これにより当主の多田宗太郎は郷士格となっている。

西野・多田両家が所蔵していた膨大な和本類は小松島市に寄贈され、その後徳島県立文書館に移管されている。現在小松島市立図書館に保管されている西野家・多田家旧蔵和本類には、「多田文庫」などの蔵書印が捺されたものや、表紙に「西野本家蔵書」という整理ラベルが貼られたものが多数見受けられる。これらは県立文書館収蔵の西野家・多田家旧蔵和本類（総点数9,877）と同様であり、県立文書館に移管されたときに何らかの理由で小松島に残されたものであると考えられる。その概要は別表の通りであるが、近世から近代にかけての地方豪商農層の知的営為の豊かさを示すものとして注目される。

2) 多田家旧蔵地震関係資料について

—『世直し草子』を中心に—

『世直し草子』は堅帳型式の写本で、「多田蔵書」の蔵書印が捺されており、多田家の旧蔵資料であることがわかる。

内容は、①嘉永7年（安政元年 1854）11月の嘉永（安政）地震における徳島城下の被災状況や藩の救済策などの記録。②慶長・宝永の南海地震・津浪

1 徳島地方史研究会会員 2 四国大学大学院生
* 〒770-8070 徳島県徳島市八万町向寺山 徳島県立文書館

に関する碑文。永正の津浪（永正11年 1514）以後の宍喰を襲った地震・津浪の記録（宍喰浦田久左衛門所持とあり同家所蔵の『震潮記』とほぼ同内容）などを写した「海部郡往古地震津浪跡書ノ写」。及び嘉永南海地震における海部郡内及び土佐国の被害

状況などを記した「安政元甲寅年十一月四日五日海部郡震潮損亡取調書 附り同時土佐国損亡取調書」。③越後国の瞽女（女性の盲人芸能者）のくどきの形をかりて地震直後の世相を記した「顧見与地震之身上」。④安政2年の江戸安政地震の状況を記した「安政二乙卯年十月二日夜四つ時過江戸大地震ニ付類焼所書」からなる。

徳島県立文書館収蔵の多田家旧蔵和本の中にも『世直し草子』とほぼ同型式の嘉永・安政地震及びそれ以前の地震・津浪被害に関する記録が何点か残されている。

宝永や嘉永の南海地震では、多田家が開発・経営する金磯新田の他、和田津新田・間新田・和田島などの小松島市域の臨海部は津浪や地盤沈下により大きな被害を蒙っている。また、嘉永地震では小松島町の中心部が焼失している。幕末の大地震に遭遇した人々の手による体験記や歴史地震に関する記録は



写真1 『世直し草子』表紙

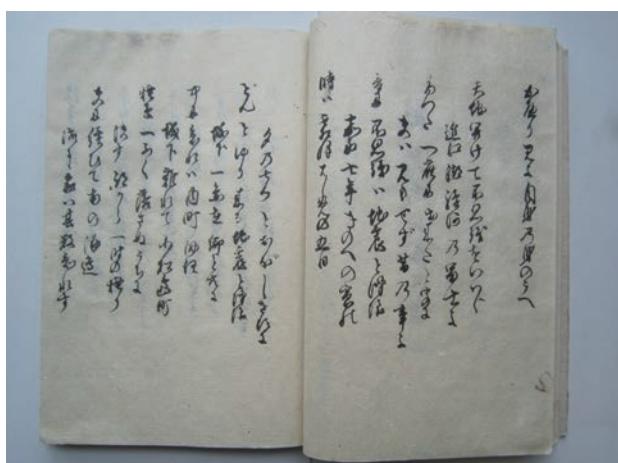


写真2 『世直し草子』より「顧見与地震之身上」

多数残されているが、そのいくつかは自身が体験した未曾有の大惨事を後世の教訓として伝えるために書いたことが明記されている。即断は避けなければならないが、多田家に残された地震関係資料にはこのような意味合いが含まれているのかもしれない。

なお、この『世直し草子』は小松島市古文書研究会により『往古地震津波災害記録 世直し草子・多田家文書』として活字化されている。是非手にとつていただければ幸いである。

3. 徳島県立文書館収蔵小松島市関係古文書について

1) 資料の概要

徳島県立文書館には現在整理途上のものも含めて13の小松島市域の文書群を収蔵している。今回はこれらの中から森英雄家文書・西崎家文書・栗本家文書の調査を実施した。

森家は同家の由緒書等によると蜂須賀氏の阿波入国以前から和田島に居住して同地開拓の中心となり、近世を通して和田島村の政所（庄屋の旧称）・庄屋を務めている。森家文書（総点数4,545）の内容は検地・棟付関係、用水関係、海運関係、漁業関係、地震関係など多岐に亘っているが、今回は同家に残されていた文化期の棟附人別田畠控帳の考察を行う。

西崎家文書（総点数2,743）は阿南市在住の西崎氏のコレクション文書であるが、その主体部は坂野村組頭庄屋森（後に若槻と改姓）家の文書である。こちらも内容は近世の村政や明治初期の地方制度改革関係、用水関係、海運関係、明治中期の坂野村会関係など多岐に亘るが、今回は坂野八幡宮をめぐる坂野村と和田島村の紛争に関する文書を紹介する。

和田津新田開発の中心となり新田名主となった栗本家文書（総点数2,149）については、本紀要掲載の町田哲による特別寄稿「近世和田津新田と松葉流通に関する一考察」を参照されたい。

2) 森家に残る『那賀郡和田島村棟附就御改人別控田畠帳』の意味するもの —文化期の棟附帳に石高記載が

無いことについて—

(1)はじめに

棟附改は近世の阿淡両国の郷分において実施された調査である。それは、明暦・万治期、寛文・延宝

期、正徳・享保期、明和・安永期、文化・文政期の5回行われている。この棟附改の結果として出されるのが棟附帳である。ただ、文化・文政期の棟附帳には、他の時期の帳と異なる2点が見られることは從来から指摘されているところである。それは、この時期の棟附帳には石高記載が無いこと、女性が記載されていることである。本稿はこの中で石高記載が無いことへの考察である。

(2)文化・文政期の棟附帳に石高記載が無いことにについて

石高記載というのは、その家の保有する石高を肩書きに記載しているものである。阿淡両国には名寄帳がない。したがって、そこに書かれた石高がその家が保有する石高になる。棟附帳は名寄帳の役割も担っていたといえる。

文化元年（1804）8月13日、次のような申出書¹⁾を郡代に出している。

（前略）

一前々棟附之節、控地之義は高数迄御改帳其人々之肩書ニ相記有之、反畝名負字等ハ相分り不申候、依之此度之義は扣地帳面別冊ニ仕、反高名負字共地株一枚～に相記、人別ニ反高之合セ仕、右合セ高を棟附御帳面其人々之肩書ニ相記置候様被仰付度奉存候事

（後略）

前々の棟附帳では控地は肩書きに記載していたが、「反畝名負字等ハ相分り不申」なので、この棟附改では控地帳面を別冊にし、その人別に合わせた高を「人々之肩書」に記載するようにという指示が出されていることがわかる。つまり、從来の棟附改と同じことをやろうとしているが、石高をより正確に把握するため、まず人別に控地帳を作成し、その結果を從来通りその家の代表者の人名の肩書きに記載させようとしたのである。

しかし、そうした主旨はなかなか徹底しなかったようである。この申出書から10年後の文化10年（1813）4月8日、次のような「御達」があった²⁾。

文化十酉年四月八日

一今般棟附改之義、去ル享和二戌年彼是取調へ委細申達尚又心得方及内達ニも候事ニ候、勿論右御趣意御規定之所は後年之基本ニ候得共、當時ニおみてハ餘り巨細ニ過候而手数ニ相渡、數年ニ至り候様ニ相見候、折角之御ヶ條之義ニ候得は、右之通

不速取ニ相成候而是却而其御詮薄キ筋ニも可有之候、且百姓共田畠調へ之義、公事訴訟之引合調へ本ニ可相成筋ニ候得共、今日相調候家督之義も貧民ニ至り候而是、間無ク壳譲相動キ候運之事ニ候得は、時々調向も相混し難行届姿ニ候条、此分は先指延置、左之通相心得、此上早取候様精々取束ね可申候、右ニ付尚又存寄候筋有之候ハ、可申出由、御郡代趣意書を以、申達之

一棟附御改帳

一支配外御帳

一夫役御帳

一見懸銀御帳

右之分清帳之上、御櫻入可仕事

一代統御帳

一小家下人書抜御帳

一小家下人放御帳

一神社御帳

一家引御帳

一指除御帳

一絶株御帳

右七株之分下調へ之保可被指置候、尤其内代統御帳は追而清帳御櫻入ニ可仕事

一田畠調へ御帳

右は當時指延、寄々取調置候様可仕候事

（下線筆者）

手数が懸かっているようなので、「百姓共田畠調べ之義」は「先指延置」としている。そして、「當時指延、寄々取置候様可仕」帳面として、「田畠調へ御帳」が記されている。つまり、検地帳の名負人から今日の控人までを一筆一筆ごとに追い、それを控人ごとにまとめるのであるから、その作業は「巨細ニ過候而」となったための処置であった。この「田畠調へ御帳」は完成したのであろうか。

現在、和田島村に残されている「文化六己年十一月 那賀郡和田島村棟附就御

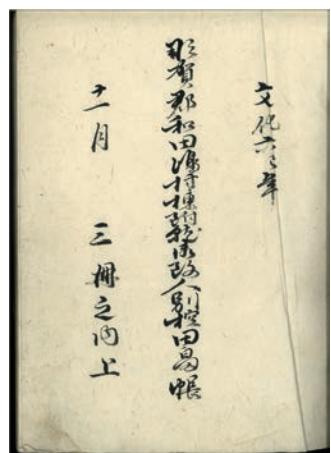


写真3 「那賀郡和田島村棟附就御改人別控田畠帳三冊之内上」中表紙

改人別控田畠帳³⁾がそれである。ここにその一部を紹介する。

(中表紙)

那賀郡和田嶋村棟附就御改人別控田畠帳

十一月 三冊之内上

(本文)

(別掲家系図)

福良六左衛門扣地

和田口本地 壱反弐畝廿一步 高五斗八合之内

名負

一下上畠 四畝六歩 壱斗六升八合

安右衛門

出はり

一上々田 八畝弐拾七歩 壱石五斗壹升三合

同人

同所

一上田 九畝 壱石四斗四升

同人

(中略)

御蔵

合 壱町弐反七畝廿六歩七厘 拾石六斗五升

四合六勺

給知

右之通私扣地ニ而御座候

御蔵百姓御鉄炮五人與

福良六左衛門印

(後略)

この帳には最初にその家の系図が書かれ、次にその家の控地が列挙され、その家の記載の末尾には集計がなされている。この集計の「10石6斗5升4合6勺」が、棟附帳の福良六左衛門の肩書きに書かれる石高記載であつたはずである。

和田島村のこの帳が文化6（1809）年であり、棟附帳も同年に差し出されていることから考えて、和田島村では棟附帳に石高記載がされてもよいはずで

あるがなされていない。

同様の様式の「控田畠帳」が、阿南市羽ノ浦町岩脇村でも見ることができる。これらのことから、石高記載は文化・文政期の棟附改では取り上げられなかったのではなく、封建領主としてはむしろ正確に把握しようとしたのである。

(3)まとめ

文化期の棟附帳に石高記載がないのは、「田畠調へ御帳」として別冊にする意図があったこと、この作成後にそれまでの棟附帳同様、肩書に石高記載する予定ではあったが、田畠調べが難航したため記載を断念せざるを得なかつたことによると考えられる。

このように、文化期の棟附改はこの期の棟附帳から見ると石高記載がなく、女性が記載されることもあり、他期の棟附改とは異質な印象を与えるものの、この期の棟附改にこそ調査の本来の姿があるといえよう。名寄の石高・身居（みずわり）による役負担の決定・年貢や夫役等の納入の明確な責任体制である堀家一小家体制、これらを基本に置く棟附帳は、石高制・身分制を基本に置く日本近世の封建支配の、郷分における支配・経済政策を象徴する帳である。

文化・文政期の棟附改は寛政12（1800）年から始まり、35年後の天保6（1835）年に至っても終わらない⁴⁾。この遅れは、正確に持高・人数を把握されることに対する郷分の人々の抵抗の表れであると見ることもできる。殊に控田畠帳は名負人から控人への土地の推移を追うのは難しいように思われるが、和田島村森家のようにやろうと思えば文化6（1809）年には大半の郷分で完成したのではないかと思われる。

3) もう祭礼には参加しない！

—「坂野八幡宮祭事一件」—

西崎家文書の核をなす那賀郡坂野村（小松島市坂野町）の組頭庄屋森（若槻家）の文書のなかには、「坂野八幡宮一件」と称すべき文書がある。すでに文書館の逸品展「西崎家文書」（平成21年4月28日～8月2日）で公開されているが⁵⁾、いま一度検討を加えてみたい。

安政3（1856）年8月12日、海部・那賀郡代の箕浦久左衛門・足助權之進が坂野村組頭庄屋助役の若槻富太郎に明後日の14日に郡代所に来るよう呼び出

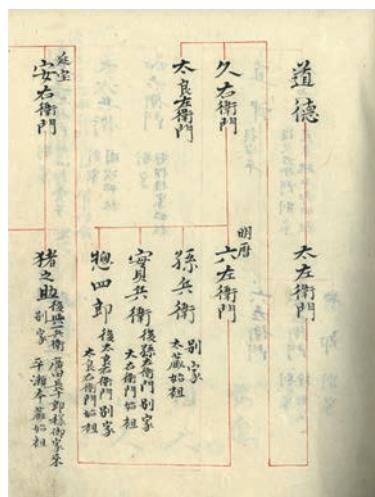


写真4 『那賀郡和田嶋村棟附就御改人別控田畠帳 三冊之内上』より家系図の一例



写真5 「申上覚」冒頭部分

し状を出している⁶⁾。9月2日付越久田九郎右衛門・長江亀五郎宛の若槻富太郎による「申上覚」⁷⁾などによると、「坂野八幡宮祭事一件」の顛末は以下の通りである。

坂野八幡宮における8月14日・15日の両日お盆の夏祭りでは、坂野・和田両村の氏神であることから、両村が打ち揃って車楽（だんじり）を牽き、鳴らし物を鳴らして祭礼を行ってきたが、今年は和田島の人々がやって来ない。

和田島村は4年前の嘉永5（1852）年、村内に氏神として新しい八幡宮を勧請し、坂野村八幡宮から「氏神放たれたく」と訴えてきた。遠いことが主たる理由であったが、郡代所は今まで通り和田島村の氏神は坂野八幡宮とし、坂野村と和田島村で神事を行うよう裁定され、両村もこれに従った。安政2（1855）年坂野村と和田島村の若者3人が酒を飲んで口論となり、坂野村の若者に殴られたと和田島村の若者が訴えた。参詣人も帰った後で、喧嘩か否か判断できなかったが、坂野村常蔵に打擲されたと和田島村の若者が言ってきた。大仰に申し立ててきたと判断し、喧嘩口論ほどではないと内済で事が済んだ。祭りの直前に坂野村の村役人が和田島村庄屋森家に話し合いに行くと、翌8日に和田島村から今年は車楽・鳴り物は出さない、村人も参詣に行かないだろうと回答があった。しかし、実際は「老幼男女」少なからず参詣があった。坂野村組頭庄屋若槻富太郎から郡代所に訴えられ、「八幡宮祭礼究書之事」という裁定が下る。ここでも、昔からのしきたりに従い和田島・

坂野村が揃って神事を行うことを決め、車楽の牽き練りを昼の正午から始め祭りが夜に入ることがないように行うこと、御当屋の内から2名を決め車楽の前後に置き監督させること、車楽の間隔を10間（約18m）空けること、など事細かに決められた。

村人にとって祭りは信仰や伝統の継承だけでなく大切な娯楽であったが、本一件に見られるように、飲酒による喧嘩口論などをきっかけに村と村との間に騒動が勃発することも度々あった。本一件での裁定は、従来のしきたりを守り警備を強化することで決着がついたが、和田島の抵抗はこれで収まったかどうかは明らかにし得ない。

4. おわりに

以上、小松島市に関する文書調査の成果の一端を紹介した。今回の調査に際して、ご協力をいただいた関係機関、及び、地域にとっての共有の財産である文書群を大切に守り伝えてきた原所蔵者の皆様に心からの御礼を申し上げます。

（文責 3-2 宮本和宏, 3-3 須藤茂樹, その他は徳野隆）

注

- 1) 国立史料館編（1984）：『徳島藩職制取調書抜下』東京大学出版会「御郡代被 仰付候以来棟附」条項 937 ※国立史料館は現国文学研究資料館
- 2) 上記 1) 条項 956
- 3) 徳島県立文書館収蔵森英雄家文書（モリ 300006 ~ 00008）
- 4) 「御郡代被 仰付候以来棟附」は、この年、各村浦からの役負担に対する見解のばらつきに対する統一見解を示して終わっている。
- 5) 徳島県立文書館（2009）：『文書館の逸品展「西崎家文書」展示図録』同：『文書館の逸品展「西崎家文書」史料解説集』
- 6) 徳島県立文書館収蔵西崎家文書「(呼出状)」(ニシサ 00275007)
- 7) 同「申上覚」(ニシサ 00275001)

小松島市立図書館蔵西野家・多田家旧蔵和本類目録

No	表題	年月日	西暦	作成者等
1	真言安心小鏡 秋			
2	真言安心小鏡 冬	文化 8 年辛未 3 月	1811	阿波宮島山円明院蔵版
3	明訓一斑抄			源朝臣斎昭（花押）
4	篆書字引 全	享和 2 年壬戌 7 月	1802	五世孫栄幹
5	心学心得帖	文政 9 丙戌年春 9 月・嘉永元年戊申初冬再版	1826	
6	朱雀経験 養生弁	天保辛丑仲冬（天保12年）	1841	伊予沢斎・水野義尚
7	西遊記 続編 二			
8	満清史略 上	明治12年11月13日	1879	増田貢
9	箋註蒙求 校本 下			岡白駒箋註・佐々木向陽標疎
10	日本古義 五	天保 4 年癸巳仲冬	1833	紀伊 東使八大夫平恭居
11	本朝法華伝 全	寛文元辛丑	1661	村上勘兵衛
12	楞伽経參訂疏疎 東巻			
13	證道歌註	寛永18辛巳林鐘吉月	1641	二條玉屋町 村上平楽寺
14	重開僧史略 序			
15	就注法華經御義口伝上 目録	弘安元年戊寅正月 1 日（近世以降の版本）		日蓮在御版・執筆日興
16	武備目睫 上			
17	世直し草紙			
18	国本論 序	天明元秋 8 月 21 日	1781	白川世子源定信（松平定信）撰
19	天明記録 全	（天明年間）		
20	古今図解 全			
21	概余漫録			
22	廓庵和尚十牛図 全	元禄11年	1698	
23	大坂御陣中御国許御山始御番之次第			
24	水府追鳥狩見聞抄錄	天保15年辰 3 月	1844	
25	伊賀上野復仇実記	嘉永 6 丑年 5 月	1853	市原栄寿
26	箱館表高田屋嘉兵衛記事 全			
27	印図 十八道 金剛界			
28	法華経			
29	居家大事記 陽	寛政11己未歳 3 月 2 日	1799	
30	古事談			
31	徳本人詠歌諺註 全	文政 2 歳己卯正月新刻	1819	江戸書林角丸甚助 外
32	朝鮮御陣役附帳			
33	下等小学 養生談 全	明治12年 9 月 20 日	1879	鳥取県土族 福井孝治・出版人 大阪府平民 浅井吉兵衛
34	方鑑 下			
35	五十音并数字			
36	米元章春朗帖			米芾・沈周・大田南畝
37	枝山祝允明書			
38	説教 十一兼題錄評 全	明治 7 年戊 4 月刻版	1874	尾張 佐々木祐肇
39	歴朝詔勅録 下	明治26年 8 月 1 日印行	1893	北海道庁士族 荒城重雄
40	來亭記			
41	董其昌			
42	王右軍十七帖	宝曆 5 乙亥年 3 月	1755	
43	（題簽欠）	延享丁卯 9 月 9 日（延享 4 年）	1747	鳥石辰（松下鳥石か）
44	正信念仏偈弁述鈔（内題）	元禄 9 年丙子正月穀旦	1696	北村四郎兵衛

タテ	ヨコ	形態1	形態2	備考
220	158	豎帳		「西野本家蔵書」ラベル貼付
220	158	豎帳		「西野本家蔵書」ラベル貼付 「天保十二辛丑求版 徳島新町橋筋 阿陽書肆 天満屋武兵衛」の記載あり
242	164	豎帳		「小松島市公民館」蔵書印あり 表紙に「尾」の朱書きあり
230	160	豎帳	版本	綴じ紐はずれ
		豎帳	版本	
220	153	豎帳	版本	「西野本家蔵書」ラベル貼付
221	154	豎帳	版本	九州などの文物紹介
233	148	豎帳	版本	「西野本家蔵書」ラベル貼付
253	185	豎帳	版本	「西野本家蔵書」ラベル貼付
268	186	豎帳		「多田文庫」蔵書印あり
268	174			「小松島市公民館」蔵書印あり
265	182	豎帳	版本	
260	192	豎帳	版本	表紙に「ハ」の朱書きあり
258	183	豎帳		「小松島市公民館」蔵書印あり 表紙に「宇」とあり
		豎帳	版本	表紙に「波」のラベル貼付 綴じ紐一部はずれ ペンで表紙に書き込みあり
230	157	豎帳	写本	表紙に「仁」のラベル貼付 「小松島市公民館」蔵書印あり
234	167	豎帳	写本	表紙に「兵」のラベル貼付 「兵」の朱書きあり 「多田蔵書」印あり 便箋（多田用箋）2枚貼付
242	161	豎帳	写本	表紙に「理」とあり
258	180	豎帳	写本	表紙に「努」のラベル貼付 「小松島市公民館」蔵書印あり 大名の書簡などを集成
235	165	豎帳	写本	表紙に「理新」とあり
226	159	豎帳	写本	表紙に「怒」のラベル貼付 「小松島市公民館」蔵書印あり 藩主上坂など幕末の動向を記す
264	187	豎帳		表紙に「如」とあり
230	158	豎帳	写本	表紙に「怒」のラベル貼付 「小松島市公民館」蔵書印あり 卷末に朱書きで「逸史卷十一」より引用の旨を記載 大坂の陣に関する記述
229	159	豎帳	写本	表紙に「怒」のラベル貼付 「小松島市公民館」蔵書印あり
236	164	豎帳		表紙に「怒」のラベル貼付 「小松島市公民館」蔵書印あり
235	165	豎帳	写本	表紙に「怒」のラベル貼付 「小松島市公民館」蔵書印あり
223	155	豎帳		「小松島市公民館」蔵書印あり 表紙に「留」とあり 「宗十六」のラベル貼付
242	160	豎帳	写本	表紙に「留」のラベル貼付
233	163	豎帳	写本	「多田氏蔵」の蔵書印 表紙に「怒」と書き込みあり
263	185	豎帳		表紙に「N」と書き込みあり 「小松島市公民館」蔵書印あり
235	162	豎帳	版本	題簽めくれ 表紙に「留」のラベル貼付
236	163	豎帳	版本	表紙に「賀」と朱書きあり 「小松島市公民館」蔵書印あり 慶長の役における蜂須賀家の陣立て
220	153	豎帳	版本	「多田文庫」蔵書印あり 「明治十三年五月吉日求之者」との書き込みあり
238	172	豎帳	写本	「小松島市公民館」蔵書印あり 葉の説明書き
232	153	豎帳	版本	表紙に「和」と朱書きあり 中表紙に「藩学発行」の印あり
281	168	豎帳	版本	表紙に「遠」と朱書きあり 裏に「藤廻厚」「多田助右衛門」とあり 裏表紙裏に「千代岡廻厚」「享和現歲酉三月廿二日求之」とあり
290	200	折本	版本	
226	153	豎帳	版本	表紙に「久」と朱書きあり
226	152	豎帳	版本	「小松島市公民館」蔵書印あり
300	168	豎帳	版本	「西野本家蔵書」ラベル貼付 後欠
248	75	折本	版本	表紙はずれ 裏表紙に「勝浦郡小松島村大字小松島浦村桂々裏健三蔵書」とあり
271	145	豎帳	版本	称觥堂蔵版とあり 表紙に「遠」の朱書きあり ペンで「127」と記入あり 王右軍=王羲之
272	171	豎帳	版本	表紙裏に「田中屋道治」とあり 松下鳥石は江戸時代中期の書家
258	182	豎帳	版本	題簽欠 表紙裏に「小松島町蔵書」蔵書印 虫損あり

No	表題	年月日	西暦	作成者等
45	董堂先生書礼法帖	文化14年丁丑正月	1817	朝倉八右衛門
46	新撰 女用文書 完	明治15年5月15日刻成	1882	著述者：京都府平民 西野古海・出版人 愛知県平民 片野東四郎
47	磨光韻鏡 韻鏡索韻翻切門法	天明7年丁未夏5月	1787	柏原屋清右衛門
48	浪速上古図			
49	改正 草書出師表 上下	明治21年7月14日訂正再版	1888	発行兼印刷者 大阪府平民 松村九兵衛・書者 大阪府平民 那田浩蔵
50	後赤壁賦			
51	助辞訳通 中			岡白駒
52	於あん物語 於菊物語 全	享保15年戌3月	1730	
53	庚子游草 全	(天保庚子=天保11年)	1840	(牟田口士実)
54	談天			原本：英國候失勒・口訳：英國偉烈亞力・刪述：李善蘭・訓正：大日本 福田泉
55	中興源記			多田三平
56	明君白川夜話			
57	女子消息 ふみかきふり 下巻	明治27年3月10日訂正2版発行	1894	編輯兼筆者 小野鶴之助・発行兼印刷者 吉川半七・関西大販売所 松村九兵衛
58	御家御陣立之中抜粹			
59	堀田上野介正信一巻 全			
60	雨夜の品定／薩摩砲戦記事	文久辛酉晚秋=文久元年／(幕末期)	1861	半能居士／洋書調所教授方某
61	略表習字本(手習い)	文久2戌年如月吉良日	1862	(西野平吉か)
62	(題簽欠) (李白の漢詩等)			
63	(題簽欠) (庚午陽復月録)	明治15年1月27日出版	1882	筆者 故人柴六郎・相続人 德島県土族 柴直太郎・出版人 同県土族 黒崎直太郎 外1名
64	(題簽欠) (蜀道後期)			
65	(題簽欠) (黄州竹桜記)			日陽山人西川為包
66	(前欠) (蜀中九日など漢詩書き抜き)			
67	(前欠) (五柳先生伝)	明治14年10月出版	1881	出版人 德島県平民 柴直太郎 外1名・弘通人 德島県平民 世渡谷文吉
68	(題簽欠) (秋聲賦)			
69	(表紙欠) (赤壁賦)			
70	(題簽欠)			
71	(題簽欠) (漢詩)			
無番	惟神 (印判衆)			

この他に、「昭和二十六年度 古書図書台帳 小松島公民館」と「世直し草紙(コピー)」あり

タテ	ヨコ	形態1	形態2	備考
272	180	豎帳	版本	綴じ紐はずれ 挿み込みあり
223	155	豎帳	版本	綴じ紐一部外れ
266	188	豎帳	版本	虫損あり
273	186	豎帳	版本	破損あり
243	87	折本	版本	帙あり 一部破損
299	118	折本		「西野本家蔵書」ラベル貼付
226	157	豎帳		「西野本家蔵書」ラベル貼付 挿み込みあり
230	160	豎帳		「小松島市公民館」蔵書印あり 表紙に「賀」のラベル貼付 表紙「き」と朱書きあり
229	159	豎帳	版本	「小松島市公民館」蔵書印あり 表紙に「賀」のラベル貼付 表紙「怒」とあり 東日本諸藩の見聞記
250	178	豎帳	版本	「多田宗太郎」蔵書印あり 候失勤＝ウィリアム・ハーシェル
273	190	豎帳		「小松島市公民館」蔵書印あり 表紙に「仁」の朱書きあり
238	165	豎帳	写本	「小松島市公民館」蔵書印あり 表紙に「尾」の朱書きあり 信長・秀吉・加藤清正などのエピソード集
		豎帳	版本	「小松島町」蔵書印あり
230	159	豎帳	写本	表紙に「尾」「史」の朱書きあり 「武具御定」の抄録
257	181	豎帳	写本	表紙に「理新」とあり 「古今武家盛衰記第三十」など堀田正信関係史料を集成したもの
227	155	豎帳	写本	表紙に「怒」とペン書きあり 表紙裏に「小松島市公民館」蔵書印あり 「雨夜の品定」は源氏物語の「雨夜の品定」になぞらえた諸大名の批評
245	169	豎帳		「西野本家蔵書」ラベル貼付 綴じ紐一部はずれ
278	89	折本		「西野本家蔵書」ラベル貼付
		折本	版本	「西野本家蔵書」ラベル貼付（剥落） 表紙裏に「西野所有」とあり 柴六郎＝柴秋邨（幕末維新期の徳島藩の儒者）
281	89	折本		虫損あり
274	160	豎帳	版本	綴じ紐はずれ 表紙裏に「阿陽城南」「仁志野印」の印あり
	170	折本		前欠
284	85	折本	版本	「西野本家蔵書」ラベル貼付 五柳先生＝陶淵明
282	91	折本		秋聲賦は欧阳脩の作品
311	204	折本	写本	
378	163	折本	版本	
271	92	折本		後欠
228	155	豎帳	版本	帙あり

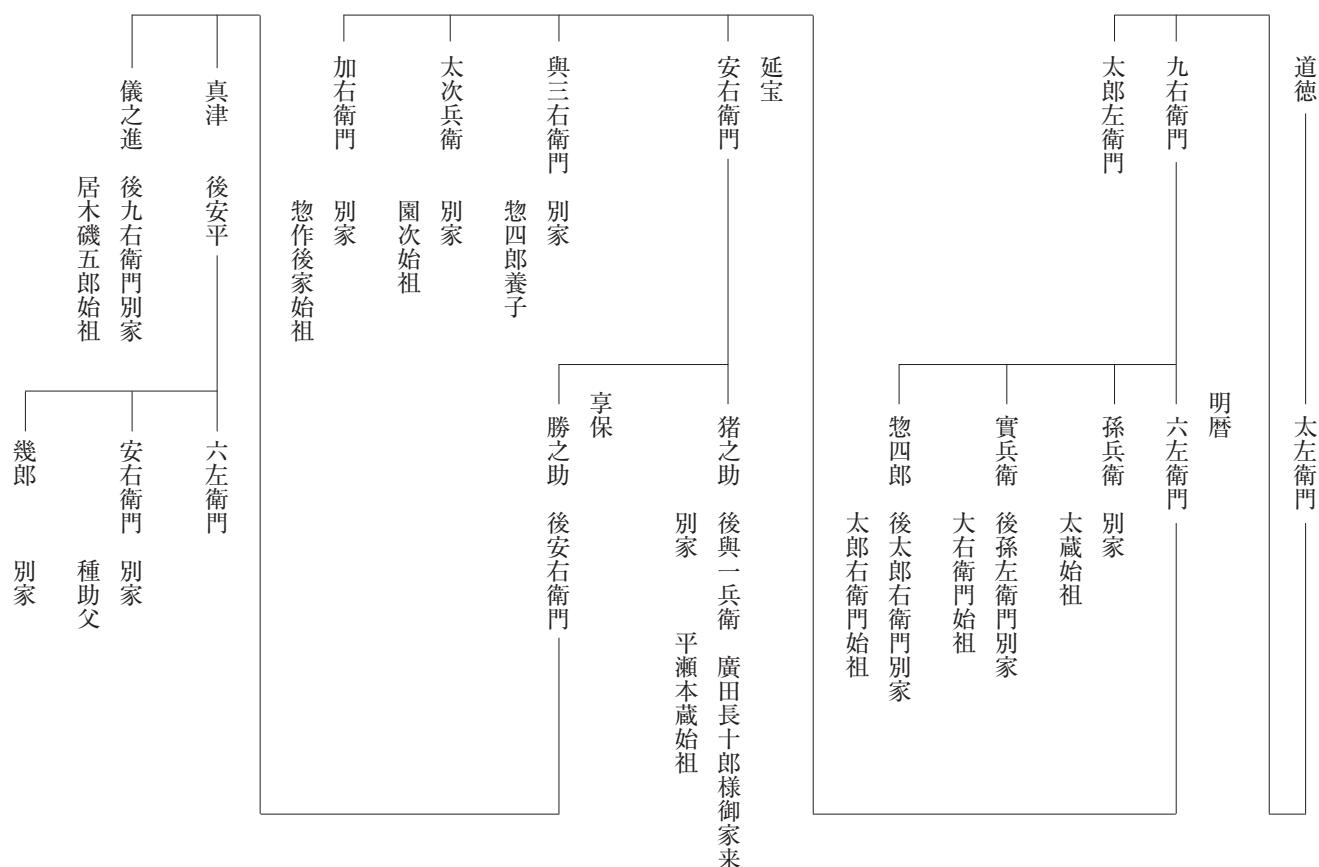


図 『那賀郡和田嶋村棟附就御改人別控田畠帳 三 冊之内上』より系図